

令和元年度事業計画

公益社団法人 静岡県建築士会

はじめに

静岡県建築士会は昭和 26 年に設立され、今日まで六十有余年という長い歴史と伝統を誇る資格者団体として、行政と共に戦後の復興期から高度経済成長期を経て現在に至るまで、建築を通じわが国経済の発展と市民生活の安心・安全を支えてきた。

昨今の建築業界を取り巻く社会経済環境は目まぐるしく変遷し、建築士会の運営にも多大な影響を及ぼしている。本士会は昭和 53 年の東海地震説の発表以来、県の推進する地震対策事業「TOUKAI-0」に積極的に取り組むとともに、公益法人として地域・社会に貢献する事業を推進してきた。

このような中、昨年 12 月の改正建築士法の成立により建築士試験及び免許登録要件が変更され、2020 年度からの施行となり各士会は本年度中の体制整備が求められている。さらには 2022 年度に建築士会全国大会が静岡県で開催されることが決定し、令和元年度からこの準備に取り掛かることとなる。

これら喫緊の対応や会員増強を推進することで、士会活動の継続的な事業展開と発展に繋げ、公益法人としての社会的責務を果たしていく。

【基本方針】

以上の状況を踏まえ、本年度は次の 3 点を軸に事業計画を策定した。

1 質の高い建築士を目指して

社会からの期待と信頼に応えるべく、より高度で専門的な知識と技術を併せもつ建築士として、専攻建築士制度や能力開発（CPD）制度等の諸事業を通じて自己研鑽に励む。

2 地域づくりへの参加及び県民の安全確保への貢献

優れた景観の形成や地域に散在する歴史的建造物等の発掘、保全、活用等について、専門的見地から質の高い実践的な地域づくりに積極的に参加する。

また、予想される東海地震に対し、県民に安全・安心な建物の供給に寄与するという使命の下、地震対策事業を推進するとともに、行政の推進する安全対策の諸施策に協力していく。

3 組織及び財務基盤の強化、充実

公益目的事業を推進するためには、それを支える強固な組織体制及び財政的な基盤が必要となることから、これらの充実、強化に努めるとともに、会勢の拡大、ブロック活動の充実並びに本会とブロック組織との円滑な連携を図る。

I 建築士資格付与・資質向上事業（公益目的事業1）

1 建築士試験・登録事務等

(1) 建築士試験及び合格者の名簿登録等の事業

建築士法に基づき建築士の資格の付与のための資格審査、試験等の業務及び指定登録機関として、合格者の名簿登録、免許証交付等の業務を適正、確実に処理する。

試験の受付業務については、受験者の減少傾向が見込まれるが、その事務処理に支障が生じないように対処する。

また、登録事務は、ニセ建築士事件等による閲覧や携帯型免許証明書への書換えに利用者の利便向上に努める。

- ・一級建築士・二級建築士・木造建築士の試験業務受託
- ・一級建築士等の登録申請受付業務
- ・二級・木造建築士の登録・閲覧に関する業務

(特記事項)

2018年12月公布の改正建築士法に伴う建築士試験及び免許登録の課題について、2020年の施行に向け、情報収集に努めるとともに静岡県及び関係団体と協議・検討していく。

(2) 専攻建築士の認定の事業

建築士業務の多種多様な専門化に対応して、自ら責任を取れる専攻領域の実績と日々の研鑽を積んでいる建築士を認定しているが、今年度も制度の普及に努めていく。

- ・専攻建築士制度のPRと新規認定申請の促進
- ・専攻建築士審査評議会関係会議の開催

2 建築士の資質向上のための研修等の事業

(1) 建築士法第22条の4第5項に基づく研修

建築士に対してその業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修等の実施は、法に定められた建築士会の義務であり、積極的に展開していく。

- ・「建築技術に関する研修」講習会の開催
- ・第18回しずおか木造塾の開催
- ・各ブロックにおける研修、講習会及び見学会等の開催（各ブロック事業研修委員会）

(2) 建築士法第22条の2に基づく研修(定期講習)

近年の建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法令の改正に的確に対応しうるよう建築士に一定期間ごとの講習の受講を義務付けられた事業であり、(公財)建築技術教育普及センターと共同して実施する。

最近は、受講者が減少していることから、事前広報の充実、受付期間の延長等により受講者数をめざす。今年度については第2期を県下3箇所で開催する。

- ・未受講者が出ないように制度の周知方法等の検討
- ・受講者の便宜を考慮した受講者増加のための方策の検討
- ・DVDを利用した小規模講習実施の検討

(3) 継続能力開発(CPD)制度

建築士が良好な質の高い建築環境の構築に資するため、指定した研修等を受講したり、建築相談等の社会貢献活動をすることで単位を付与する制度であり、積極的に事業の推進と制度のPRを図るとともに、行政機関における入札等で単位取得者への優遇措置導入への働きかけを強力に推進していく。

- ・非会員及び建築施工管理技士へのCPD参加推進
- ・登録者のうち更新未了者の取扱いについて方針を確定する。

(4) 既存住宅状況調査のための講習会

宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に既存住宅状況調査に関する説明が義務付けられたことから、この資格取得のための講習会を実施する。

- ・既存住宅状況調査技術者講習会(新規・移行)の開催

(5) 地震関連の資格取得のための講習会

想定される東海地震に備え、県指定の講習会を引き続き受託するとともに、免許登録時に窓口で応急危険度判定士講習会受講の勧奨を行うなど県の施策に積極的に協力していく。

- ・応急危険度判定士講習会の受託、実施
- ・木造耐震診断資格者講習会(建防協との調整事項)
- ・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会との連携

(6) 建築士を目指す者への支援

建築家を目指す高校生や建築士の受験資格を有し、建築士を目指すものに対する支援を実施する。

- ・建築甲子園の静岡県大会の開催
- ・建築士新規登録セミナーの開催
- ・建築士養成機関との交流

II 地域住民との連携、地域の安全確保のための事業（公益目的事業2）

1 まちづくり、景観形成事業

(1) 地域貢献活動支援事業

地域の建築物の調査・保全・再生、街並みの保全、居住環境の保全・整備、防災まちづくりなどの継続的な住まい・まちづくり活動を進めている団体に活動費助成を行うとともに、専門的知識を生かした支援を行い、地域社会の発展に貢献する。但し、近年の活動費助成の状況から各年実施とする。（平成31年度は活動助成無）

- ・活動費助成の対象とするまちづくり団体の選考
- ・地域貢献活動センターの助成団体による活動発表、交流会

(2) 景観整備事業

地域の良好な景観を形成に関する専門家の派遣、情報の提供、相談その他の支援活動を推進し、さらに、地域に点在する歴史的建造物等を発掘、保全等の活動を組織的に推進していくため、平成25年度に静岡県ヘリテージセンター（通称「SHEC」）を発足させた。これにより保全・活用のための相談・調査・助成制度の受託やまちづくり活動への支援、また、災害発生に対応した行政、職能団体との連携を図るとともにその業務に従事する専門家の養成を図る。

- ・景観研修会の開催
- ・景観行政団体へ景観整備機構の指定を要請
- ・美しいしずおか景観推進機構（県主宰）への参加、協力
- ・地域文化財専門家・育成（ステップアップ）研修の開催
- ・全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（連合会設置）への参画、連携
- ・景観整備推進のための助成制度の受託

2 県民の安全確保のための事業

(1) 住宅の耐震診断

市町から受託する「わが家の専門家診断事業」を実施し、静岡県の「TOUKAI-0」を積極的に推進していく。

- ・耐震出前講演会等の実施（ブロック事業）
- ・耐震補強計画策定事業等の実施
- ・不動産流通活性化協議会への参画

(2) 大規模震災を想定した諸事業（市町と連携した安全対策）

想定される東海地震の発生に対して、応急危険度判定士業務の検討や県が実施する三島市・函南町地域総合防災訓練において実地訓練を行う。

- ・ 県内市町の防災訓練における応急危険度判定業務等の講習会の支援
- ・ 応急危険度判定士会組織や業務マニュアルの作成など、県市町と協力した応急危険度判定士制度の充実
- ・ 東海地震対策士業連絡会への参画及び他士業種との連携

(3) 行政庁からの依頼事業等

特定行政庁が進める建築基準法違反の実態把握のため、事業者に代わってその建築物の状況を表した図面等を作成、報告する。

- ・ 引火性溶剤を用いる零細なドライクリーニング工場における実態調査の実施

3 住宅に関する情報発信事業

県民に対して、建築に関する最先端の技術や多様な製品の情報提供の場を設定したり、建築士会のホームページ、機関紙などを通じて情報を発信する。

- ・ 静岡県住宅振興協議会（県主宰）への参加、協力
- ・ 「建築士の日」統一イベント（3ブロック連携事業）の実施
- ・ 「建築静岡」の発行
- ・ ホームページの充実（公益法人としての情報も公開）

（特記事項）

2022年度に建築士会全国大会が静岡県で開催されることが決定していることから、本年度は（仮）建築士会全国大会しずおか大会準備委員会を立ち上げ準備作業を進めていく。

4 建築相談事業

県民の住宅に関しての新築、増改築等の建築技術的な相談、住宅の耐震化に係る相談など広く建築に関する様々な相談に対応する。また、建築問題に関しては、早期の解決や円満解決に繋がる建築士の専門的な助言は重要なことであることから、これらの整備・拡充について検討していく。

- ・ 展示会等における相談コーナーの設置
- ・ 市町主催の住民相談室等への派遣
- ・ 住宅関係機関等への相談員派遣
- ・ 行政、司法の住宅紛争事案等への専門家派遣

Ⅲ 法人管理

1 諸会議の開催及び運営

- (1) 定時総会 令和元年6月13日(木) 中島屋グランドホテル
- (2) 理事会 年5回開催
- (3) 総務会 年11回開催
- (4) 監査会 年2回開催 (決算監査、中間監査)

2 会員

平成30年度末における会員数は、正会員1,160名、賛助会員148社の計1,308名社となっている。前年度末と比較し、正会員35名が退会し、賛助会員9社が減しており、引き続き会員数が減少している状況にある。本会に於いては平成5年の会員数(正会員2,951名)をピークに減少が続いており、現状は半減以下となっている。

この現象は、本会のみならず全国的な課題ともなっており、本会と同様、他県士会に於いても会員増の有効な手段を見出せない状況にある。これは会員の高齢化や建築士試験の受験者の減少、有資格者の未加入等の複合的な要因に由来するものであり、若い世代の入会が進まない状況となっている。

会員の減少は、財政への影響、組織の活性化に関わる問題であり、組織を挙げて取り組む必要がある。また、全国的な課題として連合会及び他県士会とも情報交換を行い、引き続き連携して増強策を推進していく。

3 財政

会員数及び受託事業等の減少に伴う自主財源の減少は、法人運営のみならず公益事業の縮小にも繋がるものであり、社会的使命、組織の維持及び会員活動の活性化のためにも財政基盤の強化が重要となっている。

このため、平成31年度の当初予算編成に当たっては、予算委員会(総務会役員を構成員：会長・副会長・常務理事)を設置し、費用対効果を意識した事業の重点化や管理運営経費の見直しなどを行い、公益社団法人に相応しい持続可能な財政運営を図っていくための検討を行った。次年度以降においても更なる検討を行っていく。

なお、会費の滞納は、財政基盤を揺るがすものであり、不要な手間、費用を必要とすることから、口座振替の加入を積極的に促進していく。

4 組織及び事業体制

平成 18 年度に「士会組織のあり方」の答申が出され、同 19 年 5 月の通常総会にて「組織改革に伴う基本方針」が承認された。その後、平成 24 年 4 月に公益法人制度改革に伴い公益社団法人の認可を受け現在に至っている。これまでの間、時代の変遷に対応すべく会長特命委員会(財務、ブロック、公益法人)を設置し、「組織改革に伴う基本方針」に基づき着実に会務運営が進められてきた。しかし、士会を取り巻く社会経済環境は一段と厳しさを増し、活動の基本となる財政に大きな影響を及ぼしており、今後においても劇的な改善は見込めない状況となっている。このような中、平成 27 年度において前述の「組織改革に伴う基本方針」に従い、本会委員会及び機構組織の改編案が同 28 年 1 月 22 日の第 5 回理事会で承認され、同年 4 月 1 日から施行されることとなった。今後においても、短期・中期の視点に立って士会の将来を見据え、事業推進の主体となる本会・ブロック及び地区の役割など、現況に見合った組織及び事業体制となるよう見直しを行っていく。

5 組織の情報公開

公益社団法人としての必要な情報を積極的に社会へ公開していく。

その手段は機関紙及びホームページを主体とするが、特にホームページは情報公開の場として重要であり更なる充実を図っていく。